

資料 1

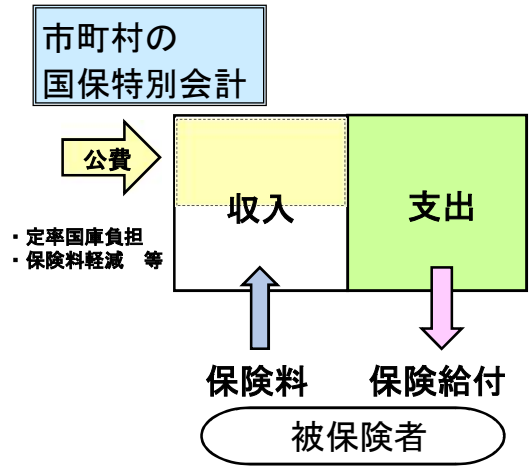
令和 6 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法（案）について

令和 5 年 11 月 27 日（月）
令和 5 年度第 1 回鹿児島県国民健康保険運営協議会

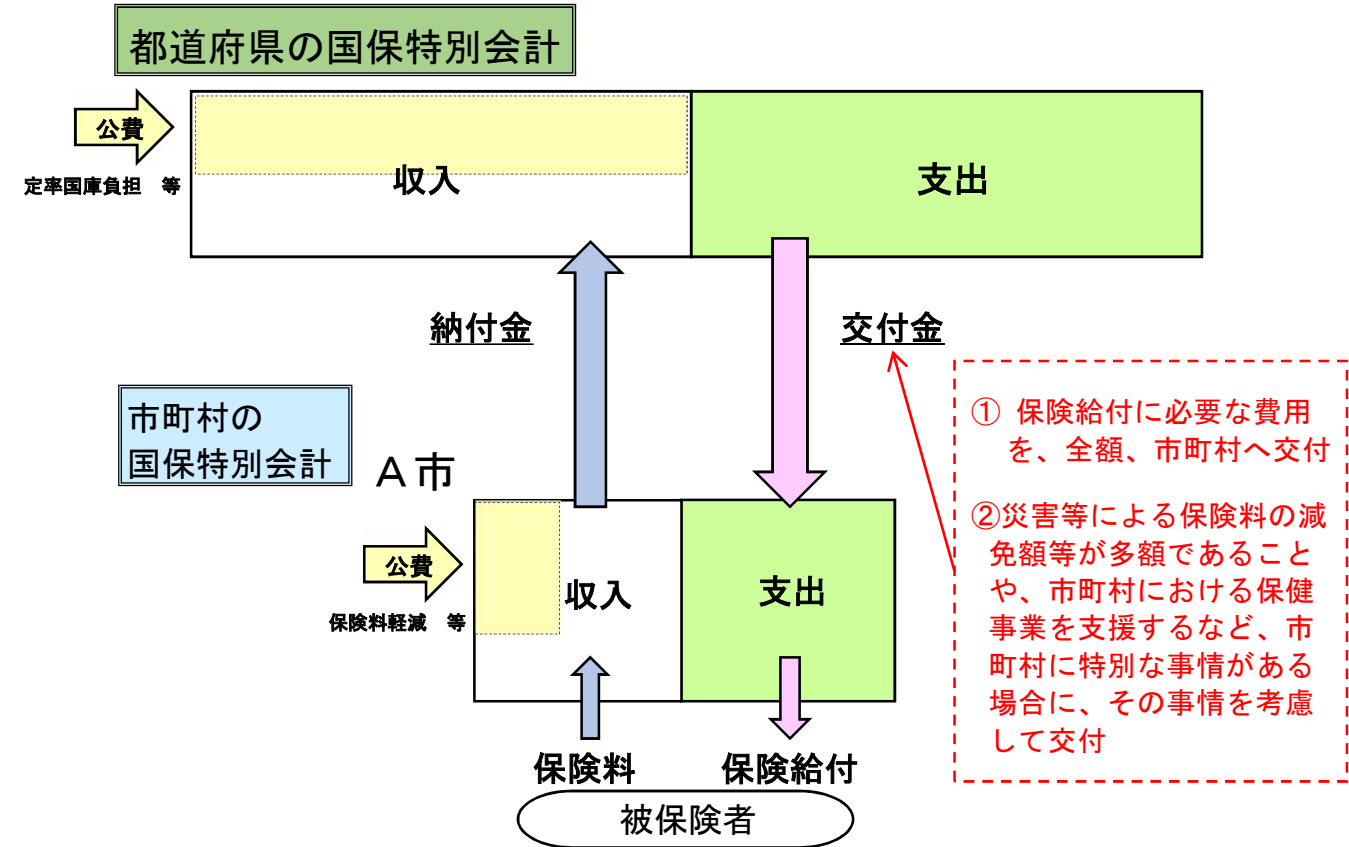
改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

改革前



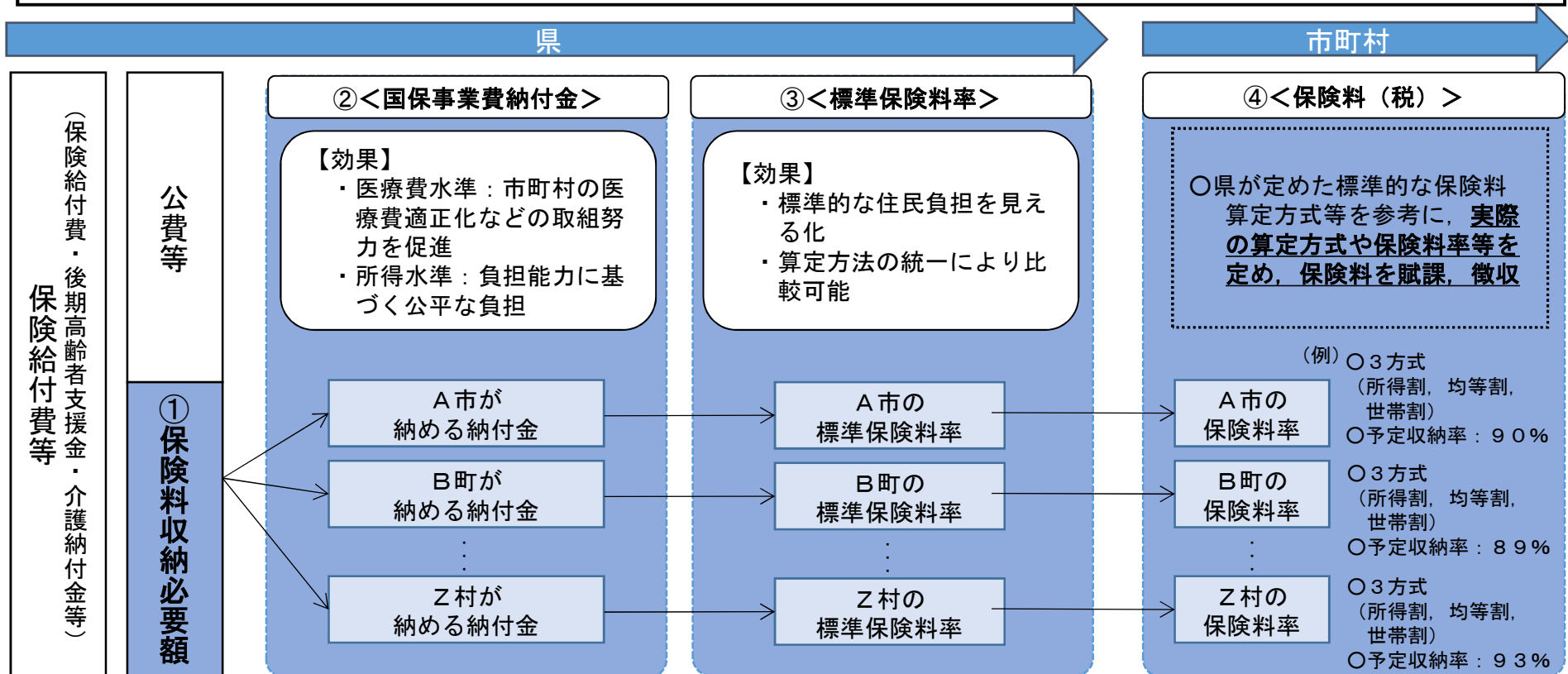
改革後



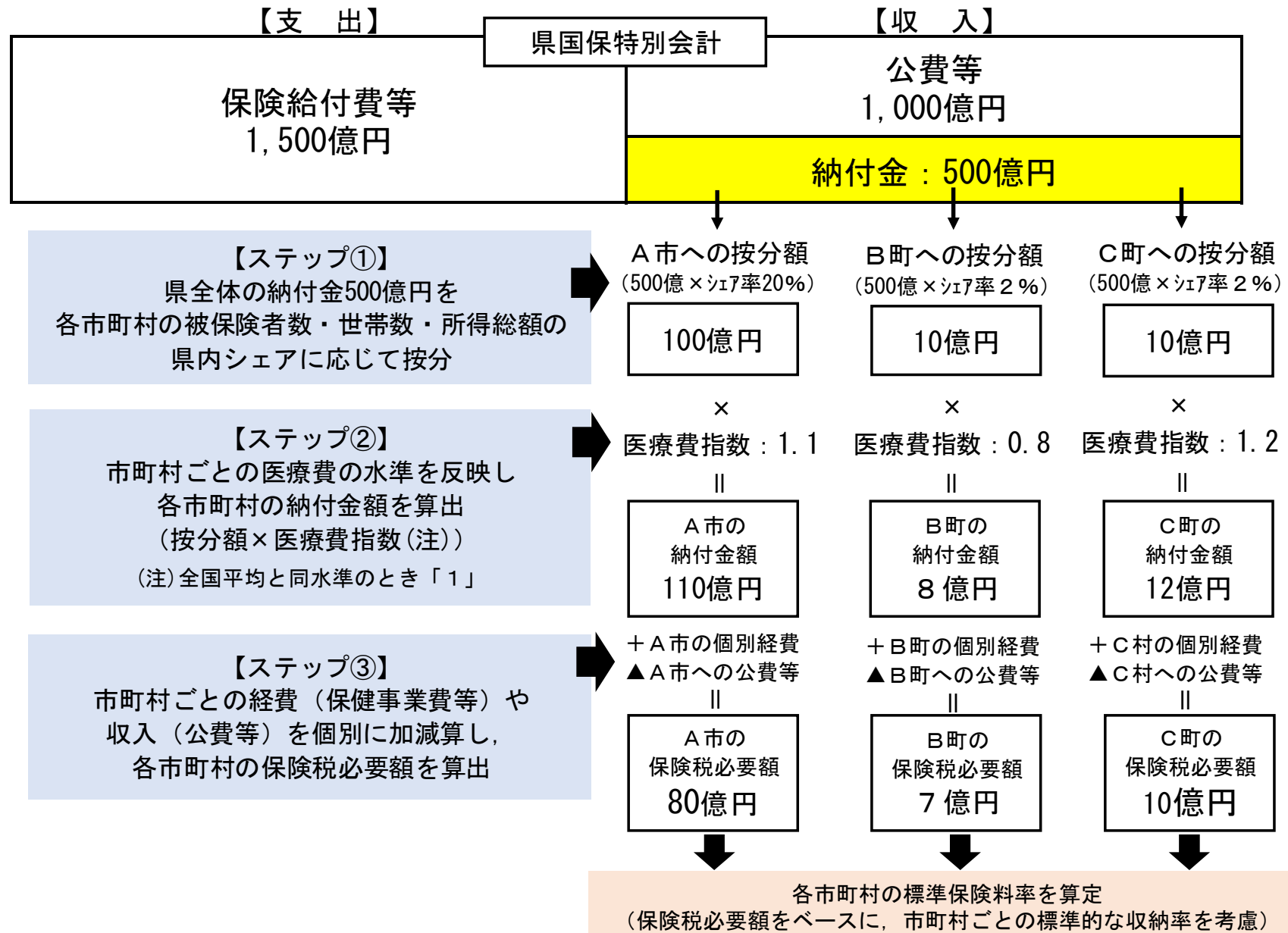
市町村における保険料(税)の標準的な算定方法

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準、所得水準を考慮）
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式、市町村規模別の収納目標等）、市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



国保事業費納付金等の算定手順イメージ（概要）



令和6年度国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方法について（案）

項 目		算 定 方 法 等	R5本算定の前提	R6算定の前提（案）
1 基礎的な算定方法	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。（※統一に向けては引き続き検討）	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主に納付金の算定に必要な係数、方法	① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本（激変緩和で α の調整は基本行わない）。	$\alpha = 1$	同左
	② β の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分） ※必要に応じ、 β' についても設定	$\beta =$ 所得係数を基本（激変緩和で β の調整は基本行わない）。	$\beta =$ 本県の所得係数	同左
	③賦課限度額 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる）	地方税法施行令に示されている限度額とする。 （医療65万円、後期22万円、介護17万円）	同左（R4年度の限度額を使用）	同左（R5年度の限度額を使用）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。（=3方式）	同左	同左
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方法	①標準的な収納率 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分／各市町村の規模別等）	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	所得割指数=1.0、均等割指数=0.7、平等割指数=0.3	同左	同左
	④県繰入金（1号分）を活用した激変緩和措置の調整する範囲 （標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の増加を一定割合以内に収める際の基準）	平成28年度からの自然増率（保険料収納必要総額ベース） ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定	同左 ※所要額の6分の1のみ激変緩和	なし
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ	2④と同じ	同左
4 その他	①公費の過年度調整	普通調整交付金等、公費の本算定額と実交付額との差額を後年度の納付金で調整する。	必要に応じて実施することとしていたが、必要性が生じなかったため実施していない。	同左

※事業費分及び事業費連動分を除く

令和6年度国民健康保険事業費納付金等の 仮算定結果の概要等について

【仮算定結果に係る留意点】

- 国から示された仮係数等を用いて令和6年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

今回お示した算定方法に基づく令和6年度仮算定のポイント

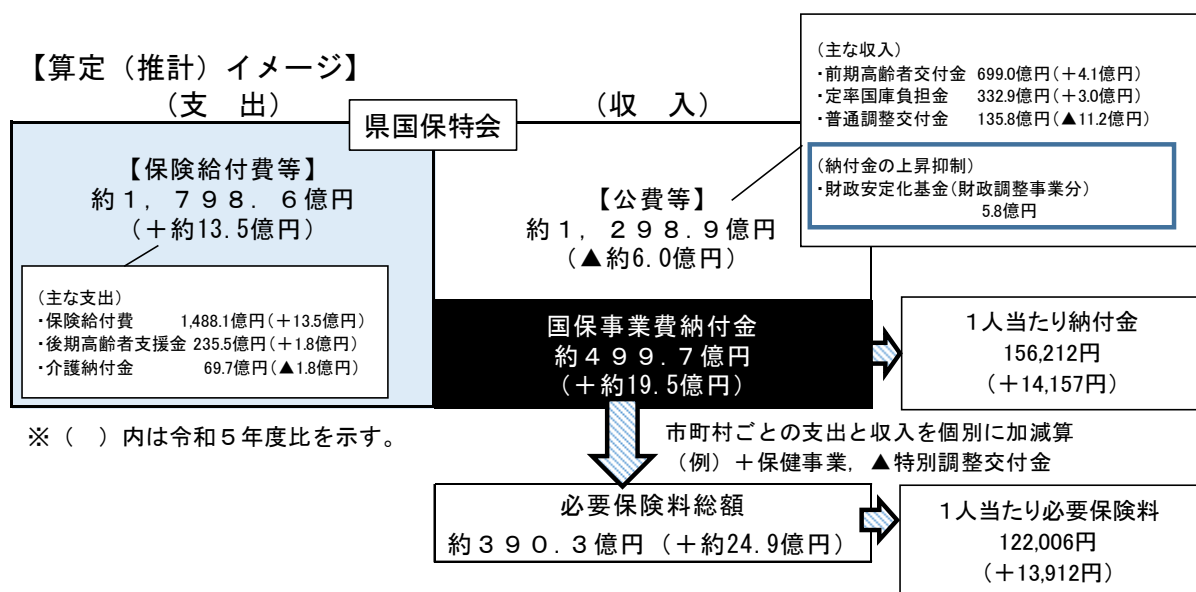
- 納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに算定を行う。
- 令和6年度は、1人当たり医療費の増により、保険給付費が増加したことに伴い、納付金（医療分）は増額となった。

また、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、支払基金に支払う後期高齢者支援金の増により、納付金（後期高齢者支援金分）は増額となり、納付金（介護納付金分）についても、国費の収入減少により増額となった。

令和6年度仮算定においては納付金の著しい上昇を抑制するため、財政安定化基金（財政調整事業分）から約5.8億円の取崩しを行った。

上記の結果、市町村が県に納める令和6年度納付金額は、令和5年度比約19.5億円増の約499.7億円となった。

- 納付金総額の増額、被保険者数の減少及び国費等の市町村個別収入の減少等により、被保険者1人当たり保険税必要額は令和5年度比13,912円増の122,006円となった。



※ () 内は令和5年度比を示す。

財政安定化基金（財政調整事業分）

各年度において、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取崩し、都道府県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる。

令和6年度仮算定に係る「1人当たり保険税必要額」について

- 国から示された仮係数等を用いて令和6年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 市町村ごとの被保険者1人当たり保険税必要額について（建制順）

市町村名 (建制順)	令和5年度 本算定 A	令和6年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A	市町村名 (建制順)	令和5年度 本算定 A	令和6年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A
1 鹿児島市	116,671円	133,237円	+16,566円	+14.2%	23 長島町	111,150円	134,905円	+23,755円	+21.4%
2 鹿屋市	97,017円	110,451円	+13,434円	+13.8%	24 湧水町	107,699円	125,795円	+18,096円	+16.8%
3 枕崎市	117,544円	131,541円	+13,997円	+11.9%	25 大崎町	107,329円	115,156円	+7,827円	+7.3%
4 阿久根市	104,112円	116,103円	+11,991円	+11.5%	26 東串良町	124,249円	135,809円	+11,560円	+9.3%
5 出水市	90,266円	101,118円	+10,852円	+12.0%	27 錦江町	104,161円	112,935円	+8,774円	+8.4%
6 指宿市	116,638円	130,877円	+14,239円	+12.2%	28 南大隅町	116,048円	123,751円	+7,703円	+6.6%
7 西之表市	98,036円	110,110円	+12,074円	+12.3%	29 肝付町	94,942円	105,468円	+10,526円	+11.1%
8 垂水市	97,710円	108,488円	+10,778円	+11.0%	30 中種子町	112,528円	119,426円	+6,898円	+6.1%
9 薩摩川内市	111,191円	126,359円	+15,168円	+13.6%	31 南種子町	110,706円	94,735円	▲15,971円	▲14.4%
10 日置市	109,262円	122,683円	+13,421円	+12.3%	32 屋久島町	83,490円	101,431円	+17,941円	+21.5%
11 曾於市	118,787円	131,493円	+12,706円	+10.7%	33 大和村	93,506円	91,682円	▲1,824円	▲2.0%
12 霧島市	101,837円	114,910円	+13,073円	+12.8%	34 宇検村	86,082円	80,026円	▲6,056円	▲7.0%
13 いちき串木野市	112,846円	127,694円	+14,848円	+13.2%	35 瀬戸内町	85,753円	106,193円	+20,440円	+23.8%
14 南さつま市	115,818円	126,006円	+10,188円	+8.8%	36 龍郷町	101,405円	86,613円	▲14,792円	▲14.6%
15 志布志市	104,935円	115,302円	+10,367円	+9.9%	37 喜界町	77,792円	89,879円	+12,087円	+15.5%
16 奄美市	87,868円	100,167円	+12,299円	+14.0%	38 徳之島町	70,885円	88,628円	+17,743円	+25.0%
17 南九州市	125,273円	140,731円	+15,458円	+12.3%	39 天城町	64,166円	80,040円	+15,874円	+24.7%
18 伊佐市	99,355円	110,287円	+10,932円	+11.0%	40 伊仙町	51,443円	62,487円	+11,044円	+21.5%
19 始良市	111,952円	123,815円	+11,863円	+10.6%	41 和泊町	99,978円	118,278円	+18,300円	+18.3%
20 三島村	98,357円	102,981円	+4,624円	+4.7%	42 知名町	94,482円	112,055円	+17,573円	+18.6%
21 十島村	123,489円	166,034円	+42,545円	+34.5%	43 与論町	90,870円	97,529円	+6,659円	+7.3%
22 さつま町	120,020円	129,911円	+9,891円	+8.2%	県全体	108,094円	122,006円	+13,912円	+12.9%

仮算定結果を踏まえた今後の流れ

- (1) 令和6年度の当初予算編成及び国保税の参考として活用
仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、令和6年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。
- (2) 令和6年度本算定（確定係数の反映）の実施
令和5年12月頃から令和6年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、令和6年度の国保事業費納付金や標準保険料率の正式な算定（本算定）を行う。